

第6回JAS制度のあり方検討会の議事概要

平成16年4月16日(金)10:00～
日本郵政公社本社2階共用会議室A～D

1. 委員の出欠

委員18名中15名が出席

※欠席者・・・岩崎委員、増田委員、森澤委員

参考人として、内閣府市場開放問題苦情処理対策室（OTO室）岩田参事官補佐が出席した。

2. 議事概要

(1) 第5回検討会で委員から出された意見の整理

（資料1「第5回JAS制度のあり方検討会で出された意見」を事務局から説明）

(2) 品質表示の適正化に向けたJAS制度の対応方向について

（資料2「JAS制度を巡るその他の課題と対応方向（案）」のうち、「I. 品質表示の適正化に向けたJAS制度の対応方向」を事務局から説明）

座長：まず、表示の根拠書類の保持についてはどうか。

委員：納得のできる方向性だ。納豆や豆腐で「厳選大豆を使用」等の表示がなされている例があるが、加工業者は、原料大豆の生産者からそのような表示の根拠となる書類を入手する仕組みとするほうがよい。加工業者にとって、消費者等からの問い合わせに対応するためにも必要であろう。

委員：メーカーとしても、表示を行う際に根拠は必須だと考えているが、實際上、流通・小売業者から厳しく根拠を求められており、あえて法的に義務付けなくてもよいのではないか。手抜きをすれば致命傷となるのは、事業者の規模によらず同じことであるが、中小事業者の負担も考慮し、あまり細かなところまで義務化するのには慎重に考えてほしい。

委員：方向性としては賛成だが、業者の負担を考えると、義務付けは制度目的を達成するのに必要な範囲及び程度に限定すべきである。食品衛生法においても、記録の作成・保存について、大規模事業者は「記録の作成・保存に可能な限り努める」とされ、中小事業者は「記録の作成・保存が期待される」とされていることから、JAS法でも、対象となる食品、すなわち事業者向けに販売する原材料も含まれることになるのかといった点や事業者の規模について、実態を踏まえたきめ細かな対応をお願いしたい。

委員：根拠書類としては、DNA鑑定の結果のような大げさなものではなく、納品伝票に「国産大豆」等と記載する程度のシンプルなものでよいのではないか。加工業者は「有機」「国産」等の原料を使用した旨の表示の根拠を残し、原料生産者は納入業者に対して根拠を示すことを習慣づける意味で、重要だと思う。

委員：情報開示については、「消費者等が知りたい情報は何でも開示」という方向に

進むと、企業秘密やノウハウの（流出の）問題が生じる。加工食品の原料原産地表示の議論と同様、商品の品質に寄与する情報であれば開示させるのは理解できるが、何でもディスクローズすればよいというものではない。また、故意に誤った情報を開示するのは論外であるが、過失による違反も生じうる。

事務局：表示の根拠書類の保持については、農水省として監視体制を強化したところであるが、例えば小売店の店頭で表示内容について質問をする際、口頭確認等の伝聞により表示している場合は、その表示が適正なのかどうかを確認しようがない、といった状況を踏まえての提案である。表示の根拠としては、少なくとも口頭確認では不十分なのではないか。また、根拠書類といっても大層なものではなく、例えば生鮮食品であれば、「〇〇県産」と書いた段ボールを、店頭で「〇〇県産」と表示されている間は保持してもらうようなことを想定している。食品衛生法は、広範囲な情報に関する記録の作成と、後々までの保存という厳しい内容となっており、違反があれば直接罰則が課されるといった枠組の下で努力義務となっている。一方、J A S法では、品質表示基準に違反した場合、指示、命令というステップを踏むことになっている。その中で、表示をしている間は何らかの表示の根拠書類を保持することとしてはどうかという提案である。

委員：流通の立場としても、表示の根拠書類は、お客様からの問い合わせ対応に必要なものである。ただし、有機については書類が大部になり、保存に苦労している。取引先との関係もあるが、実行可能な体制で根拠保持を実施していく方向である。

委員：どこまで詳細な根拠の保持を義務付けるかについては、議論があらうかと思うが、一般的に、情報の真正性を担保するためには、根拠書類の保持は基本的な責務である。

委員：我々が扱っている品目の中でも、例えば「天日干し米」等の表示をしているものがある。根拠書類の保持は、自らの襟を正す意味で必要だと思う。事務局からの説明にあったように、店頭に並んでいる間は保持、という段階から実施していくことが大切であり、その範囲において賛成である。

委員：消費者としても、根拠書類の保持は賛成である。消費者と事業者の信頼関係を築いていければと思うが、現実には生産から消費までの関係が複雑になっており、世の中の流れとして必要だと思う。メーカーが根拠書類を持つことが、消費者の信頼・安心につながるため、ぜひお願いしたい。

委員：不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」とする。）に根拠書類の保持について厳しい規定があり、飲食料品にも景表法が適用されれば根拠書類が押さえられるのではないか。その上で、J A S法でも類似の規制を課そうとしているのは、農水省の機関が監視の実行力を高めるためなのか、確認したい。

事務局：表示の監視の実効性を高めるため、という面もあるが、景表法は「実際のものよりも著しく優良であると示す」表示が対象となっており、義務表示事項など景表法ではカバーできない部分がある。J A S法であれば、義務表示の部分も対象となる。

座 長：表示の根拠書類の保持については、概ね了承ということによいか。実行可能な形で実施を検討していただきたい。

次に、情報のディスクロージャーについてはどうか。

事務局：表示についての議論が「義務か、義務でないか」の2分法でよいのかという問題意識を持っている。まず、義務かどうかにかかわらず、大きな方向性としてディスクロージャーを進めるべきであるということを前提として、そのやり方として、①公的な制度として表示を義務付け、②任意に表示する事項について、J A S規格等の公的な枠組みで認証することにより、情報開示を促進、③任意に表示する事項について、公的な認証の対象とはなっていないが、何を書いてもよいわけではなく、不適切な表示を禁じる誤認防止ルールを設定、という考え方の整理をしている。さらに、新たな技術開発が進めば、今後、この整理自体が変わってくる可能性もある。

座 長：表示内容の真正性を認証するJ A S規格は、認証を受けたい事業者が任意で申請し、認証を受けるということか。

事務局：認証を受けたい人が手を挙げて実施するものであり、義務かどうかの2分法の間を埋めるものと考えている。

委 員：任意の表示事項を認証するのは良い制度だと思う。例えば、生産情報公表牛肉のJ A S規格は、給餌や投薬のノウハウを公開するというよりも、どのような飼料や動物用医薬品を与えたか、といういわば当たり前の情報に信頼性を与えるものと考えられる。登録認定機関にもI S Oガイド65に基づき機密保持が課されることになるので心配ないと思う。

委 員：情報開示の3つの枠組みの中で、表示内容を認証するJ A S規格については、まだ生産情報公表牛肉のみであり、他の2つの枠組みと比べて、極端にその対象が狭いのではないか。今後、生鮮食品一般、加工食品一般について、表示内容を認証するJ A S規格を検討してほしい。

事務局：方向性はご発言のとおりで、生産情報公表J A Sは、牛肉に続き豚肉、農産物についても検討している状況である。

座 長：ディスクロージャーについては概ね了解ということによろしいか。

次に、インターネット販売等への表示義務の拡大についてはどうか。

委 員：当方も店舗販売でなくカタログを見て注文する共同購入を実施しているが、原材料等についての問い合わせに対して、手元の書類で対応している。表示については、要望のある内容は人それぞれであり、表示スペースの問題もある。原材料表示も、初登場の商品についてはカタログに表示するが、何回も登場する商品について、毎回掲載するのは苦しい。また、表示すべき情報の内容、提供方法についても精査が必要かと思う。ホームページであっても、何でも表示するのは無理である。現実的にはどこまでの表示を義務付けるかが課題となってくるだろう。

座 長：オーディオ製品等の電気製品のカタログには商品情報が非常に詳しく記載されている。食品のカタログでも、カラーでなくとも別刷りでよいので詳しい商品情報があつたほうが良い。商品の詳細について、情報が得られないまま購入

する消費者がリスクを負うのはどうかと思う。

委員：資料２にも書かれているが、広告一般に規制が広がるようなことがないかが気にかかる。インターネット販売等について、メーカーとしても自主規制に取り組んでおり、ＪＡＳ法による規制をかけるよりも、自主規制で良いのではないだろうか。通信販売を利用するお客様は、ある程度の商品知識を持っていると思われ、問い合わせ先のフリーダイヤルも準備し、番号を記載してある。いきなり広告規制に近いものとなるのはどうかと懸念している。

事務局：広告一般への規制ではない点をご説明のとおり。あくまで消費者が最終的に商品を購入する決断をする際の情報を対象として考えている。また、通信販売利用者はある程度分かって利用しているとのことだが、現実には何らかの特色がある食品について、インターネット販売等がなされており、また今後もインターネット販売が普及する見込みであることから、今後ＪＡＳ法としての的確に対応できる仕組みとする必要があるのではないかと。

委員：インターネット販売等の場合、消費者が購入する際に食品自体を目にすることがないことから、食品自体に貼ってある表示の意味がなくなってしまう。提案されているホームページやカタログ等の表示ルールは、広告一般への規制ではなく、食品自体に貼ってある表示に代わるものへのルールとして理解できる。景表法との関係では、同法は任意表示事項に関する優良誤認を避ける消極的な規制であるのに対し、ＪＡＳ法は最低限の情報提供を義務付ける積極的な規制である。また、消費者契約法との関係では、同法は一般法、ＪＡＳ法は食品等への特別法と考えられると思う。

委員：今までは、表示は物資に付して文字で記載するのが一般的であった。表示に関する規制のつもりが、いつのまにか広告の規制となると良くないので、表示と広告の違い、義務表示事項と任意表示事項の違いについて、具体的なイメージを共有できるように整理しておくべき。

座長：以上の議論を踏まえて、中間取りまとめの素案を作成いただくということでよい。

（資料２のうち「Ⅱ．登録外国認定機関の登録に係る同等性要件について」及び資料３「ＪＡＳ法における同等性要件について」を事務局から説明）

参考人：（参考人提出資料：平成１５年度事情開放問題苦情処理推進会議報告書抜粋、ＯＴＯパンフレットについて説明）

登録外国認定機関の登録が進んでいなかった平成１３年に、国内の業者から（登録外国認定機関が少ないために）有機ＪＡＳマークのついた外国産の物資を輸入できないという苦情があった。その苦情への対応として、ＯＴＯ推進会議において、登録外国認定機関の登録に係る同等性要件を緩和すべきという問題提起がなされた。ＯＴＯ推進会議で取りまとめられたこれらの意見に対し、平成１５年３月に、政府として同等性要件の緩和について検討結果を示すという決定を行い、本年２月のＯＴＯ推進会議において、農水省から同等性要件についてＪＡＳ制度のあり方検討会において検討を行う旨の報告をいただいたと

ころである。

委員：確認であるが、同等性要件の撤廃は、あくまでも登録外国認定機関の登録に関してのみの話で、外国の制度に基づき格付けされた有機農産物を輸入して、有機JASマークを付する制度における同等性要件は維持されるという理解でよいのか。例えば今、カナダは同等性が認められていないが、カナダにある機関から申請があれば、登録される可能性があるということか。

事務局：その理解のとおりである。

委員：基本的にはこの方向で賛成。しかし、登録外国認定機関は外国にあるので、その適正な運営や監督をどのように確保するのが問題。農水省としてはこれをどのようにして確保していくのか。

事務局：現行の法制度においては、登録外国認定機関の登録及び登録の更新に当たり、審査を行うこととなっている。農水省としても、今後とも外国だから野放しにするというのではなく、必要に応じて現地で監査を行うことも検討したい。

委員：同等性がある国であるかどうかにかかわらず、登録外国認定機関が適正な運営を行っているかどうかをしっかりと審査するのなら、同等性のない国の機関を認定しても問題ない考える。

座長：同等性要件を撤廃することで、国際的な認証ビジネスの幅が広がってくるだろう。

以上、概ねご了承いただいたということでよいのか。JAS制度を巡る個別の議題については今回で終了し、次回以降は、これまでの検討会での議論を踏まえ、事務局に中間取りまとめの素案を作成いただき、議論したい。

座長：最後に、今後の日程と議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次回は5月19日（水）10時より、日本郵政公社本社2階共用会議室A～Dで開催する予定である。議題については、座長のご案内のとおり、中間取りまとめの素案についてご議論いただければと考えている。

（以上）

（本議事概要については、今後一部修正が入る場合があります。）